平成２３年（フ）第３０４号
広島県府中市鵜飼町47番地１、旧住所広島県東広島市河内町入野736番地６
債務者　榎本　友美（旧姓中村）
１　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３０７号
広島県福山市山手町６丁目33番３―103号、旧住所広島県福山市芦田町大字福田731番地
債務者　三田　公子
１　決定年月日時　平成23年12月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３１０号
広島県福山市春日町６丁目27番17号　シティハイツ緑丘Ｃ102号、旧住所広島県福山市東手城町１丁目26番45―201号　コーポ坂本
債務者　中山　美香（旧姓岡崎）
１　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３１６号
広島県福山市神辺町川北1891―５、住民票上の住所広島県福山市神辺町大字川南290番地２
債務者　塚本　増男
１　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第７０号
高知県幡多郡黒潮町入野6929番地35
債務者　尾﨑　美保
１　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第１１７２号
千葉市若葉区加曽利町1085番地５
債務者　小川　智子
１　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３９４号
千葉県船橋市金杉８丁目１番11―102号
債務者　黒田　三郎
１　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３９９号
千葉県船橋市薬円台６丁目24番３号　ホワイトコーポ103号
債務者　佐野　誠治
１　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４０４号
千葉県船橋市上山町２丁目342番地９
債務者　山添　　泉
１　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４０８号
千葉県市原市姉崎902番地８
債務者　古賀　幸博
１　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４１２号
千葉市緑区誉田町２丁目２番地872
債務者　福原　美穂
１　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４１５号
千葉県市原市高坂110番地２
債務者　齊藤　達也
１　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４１８号
千葉県八千代市八千代台東５丁目25番25号メリーハウス105号
債務者　金　　成玉
１　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４４２号
千葉市中央区塩田町631番地
債務者　田村　忠信
１　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４５５号
千葉県市川市大野町１丁目563番地19
債務者　櫻根　宏彦
１　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４５９号
千葉県市原市五井中央東２丁目18番地22イーストコート２号館309
債務者　内田　夏陽
１　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５８号
山口県下松市大字末武上1131番地
債務者　延時　　光
１　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
山口地方裁判所周南支部